

国営明石海峡公園淡路地区展望ゾーン事業説明会について

淡路・東浦都市計画公園事業 9・6・1 号淡路島公園（国営明石海峡公園淡路地区展望ゾーン事業）（以下「本事業」と言います）について、令和 5 年 3 月 17 日に都市計画法第 62 条 1 項に基づく都市計画事業の承認告示を行いました。当該告示に伴う事業説明会を以下のとおり開催します。

1. 日時：令和 5 年 6 月 29 日（木） 11：00～

場所：淡路市東浦公民館（東浦事務所 2 階）

住所 淡路市久留麻 239 番地 1

2. 日時：令和 5 年 6 月 29 日（木） 14：00～

場所：淡路市岩屋公民館

住所 淡路市岩屋 1514 番地 18

淡路・東浦都市計画公園事業 9・6・1号 淡路島公園

国営明石海峡公園淡路地区 事業説明

令和5年6月29日



国土交通省 近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所

目 次

- | | |
|------------------|-----|
| 1. 計画概要について | P 1 |
| 2. 都市計画法の制限等について | P 4 |
| 3. 今後の事業の流れ | P 5 |
| 4. その他 | P 7 |

1) 国営明石海峡公園の概要

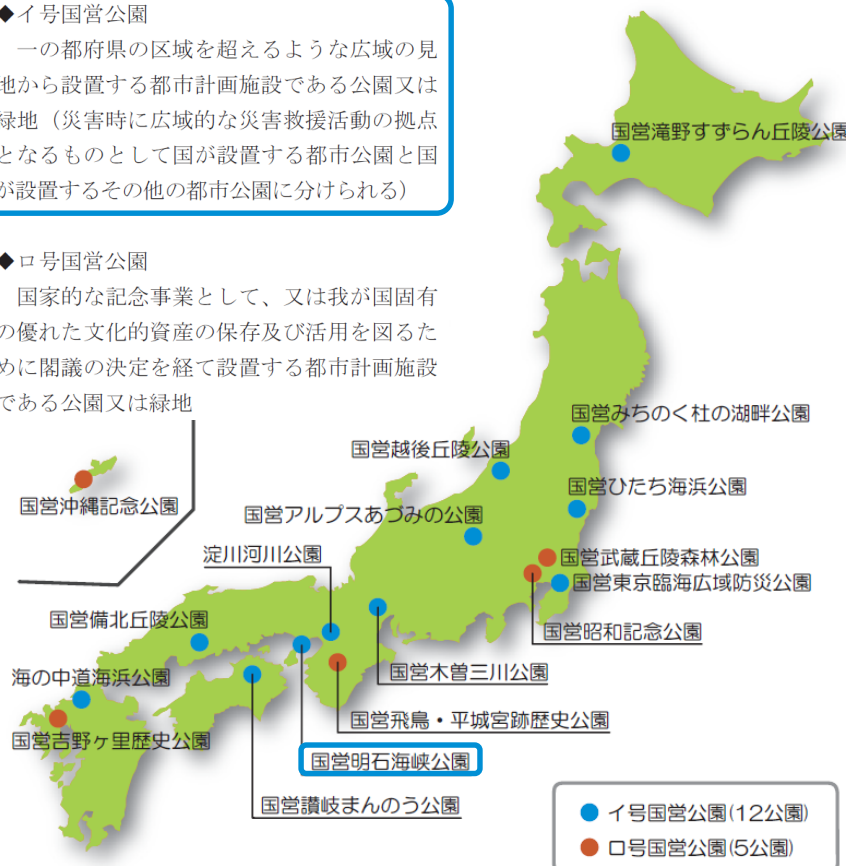
- ・ 国営明石海峡公園は、明石海峡大橋を挟んだ周辺地域の広域的なレクリエーションニーズに対応するため、「神戸地区」と「淡路地区」の2地区で構成する、国が整備・管理を行う都市公園（国営公園）です。

◆イ号国営公園

一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（災害時に広域的な災害救援活動の拠点となるものとして国が設置する都市公園と国が設置するその他の都市公園に分けられる）

◆ 口号国営公園

国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るために閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地



神戸地区	位 置：兵庫県神戸市北区・西区 計画面積：約234ha 開園面積：約46.2ha
淡路地区	位 置：兵庫県淡路市 計画面積：約 96ha 開園面積：約43.1ha

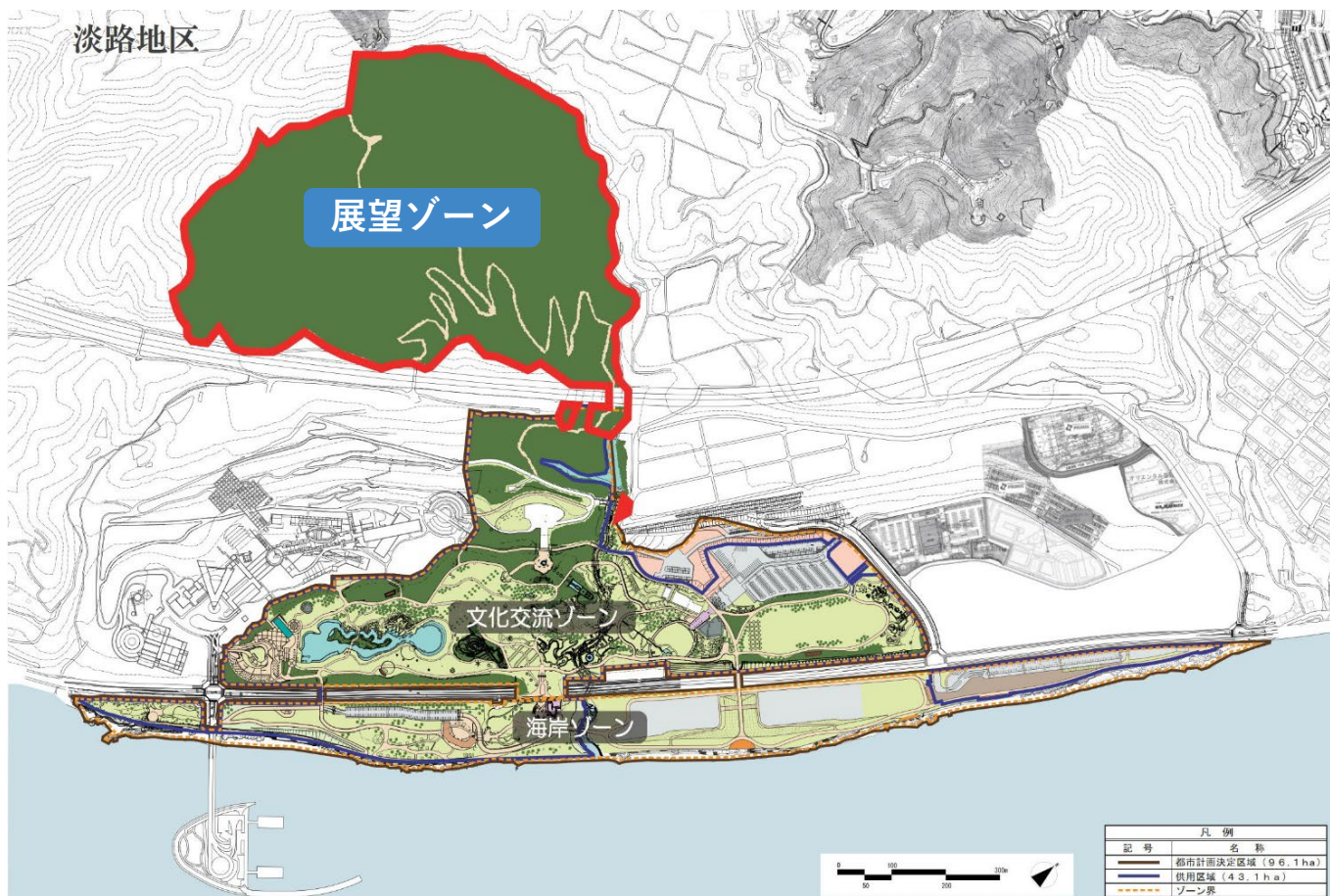
2) 淡路地区の概要

- ・ 国営明石海峡公園 淡路地区では、関西国際空港等の大阪ベイエリア埋立に使用された土取場跡地を、兵庫県と連携して自然再生しました。
- ・ 「海辺の園遊空間」をコンセプトに、観光の拠点となる公園として「文化交流ゾーン」「海岸ゾーン」「展望ゾーン」の整備を進めています。
- ・ 平成14年3月に第一期開園し、近年は年間約50万人が来園しています。



3) 展望ゾーンの概要

- ・斜面緑地を保全しつつ、篝場山からの大阪湾の眺望を中心とする展望点を整備するとともに、林間のレクリエーションの場とするため、令和5年度より展望ゾーン（約37ha）の事業に着手します。



- ・ 淡路・東浦都市計画公園事業 9・6・1号淡路島公園について、都市計画法第62条1項による都市計画の事業承認告示（令和5年3月17日付け国土交通省告示第202号）により、都市計画法に基づく下記の制限等が発生します。

建築等の制限（都市計画法第65条）

- ・ 当該事業地内において、土地の形質の変更、建築物の建築、その他工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積を行う場合は、県知事の許可が必要となります。

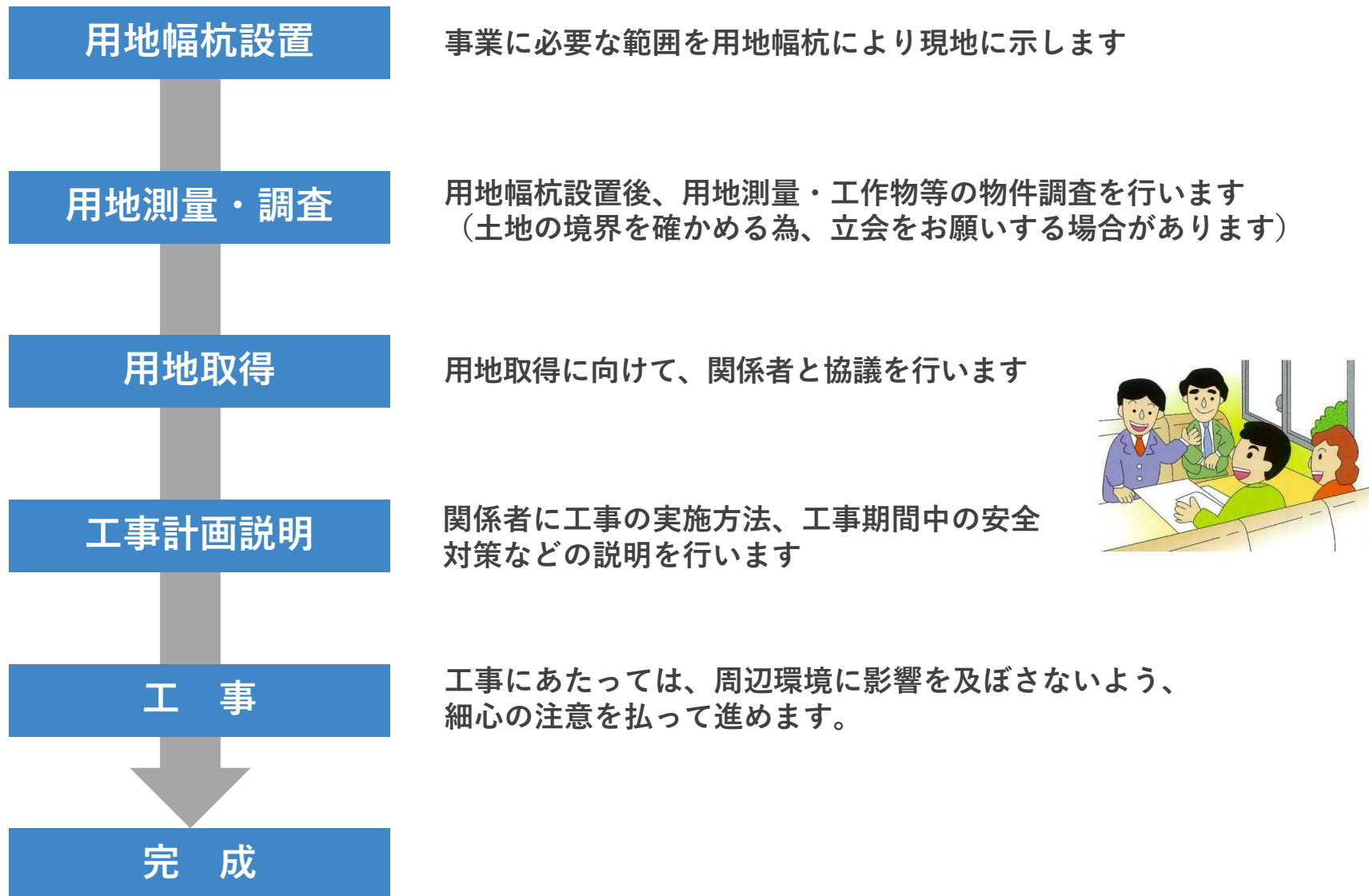
土地建物等の先買い（都市計画法第67条）

- ・ 事業地内の土地建物等を有償で譲渡する場合には、予定金額及び買い主等を施行者に届けて頂く必要があり、届出後30日以内は売買が行えない等の制限があります。

土地等の収用（都市計画法第70条）

- ・ 土地収用法に基づく事業の認定告示があったものとみなされます。

3. 今後の事業の流れについて



3. 今後の事業の流れについて

- 令和5年度は、展望ゾーン等の事業に必要な範囲を現地に示すため、幅杭を設置させていただく予定です。



幅杭設置のイメージ

- この事業に関する関係図面は、兵庫県淡路市都市整備部都市計画課で縦覧ができます。
- その他不明な点や詳細につきましては、次の連絡先へお尋ねください。

< ご連絡先 >

国土交通省近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所

(公園事業に関するお問合せ) 調査設計課
(用地補償に関するお問合せ) 総務課

電話 078-392-2992(代)